

令和3年第6回玉名市農業委員会総会議事録

令和3年6月7日（月）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	6番	縄田伊知郎	7番	下川 安	8番	船津 和利
9番	澤村 哲志	10番	田上 一	11番	福田 友明	12番	中島 浩輔
13番	小川 信孝	14番	高田 優子	15番	吉田 孝壽	16番	島村 秀敏
17番	永田 眞一	18番	堀田 昌子	19番	村端 一弘		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 小山 博 次長 宮本真由美 係長 松倉 司 参事 安田志津子
主任 大原 三和

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

- 第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第25号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

- 第15号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第16号 許可書返納届について

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は農業委員総数19名、皆様の御出席であります。欠席の届けはあっておりません。なお、4番竹下委員が、都合により途中退席の予定となっておりますので、あらかじめお知らせしておきます。

それでは、玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから、令和3年第6回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 改めまして、皆さん、こんにちは。本来ですと農業委員、推進委員、全員集合で開催したい気持ちはいっぱいございましたけれども、熊本県におきましてまん延防止宣言が出されまして、非常にコロナコロナで大変窮屈な生活を送っておる状況でございます。今回もこの体制での農業委員総会も、今日と7月の2回となりました。この次はとにかく何がなんでも全員集合で総会を行いたいと思っております。

今日は、そういうことで農業委員のみの皆さんの御出席をいただいております。どうか最後までよろしく願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、早速議事に入りますが、着席をもって進めさせていただきます。

本日の議案は、議第23号から第25号までの141件と報告第15号から報告第16号までの24件を提案しております。慎重なる御審議をよろしく願いいたします。

本日の議事録署名委員は、18番の堀田昌子委員、19番村端一弘委員をお願いいたします。なお、発言の際には委員番号と氏名を述べた上で発言をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） 始めに、議第23号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。本日の議案に入ります前に、前回、5月6日に開催いたしました第5回総会で継続審議となっております、議第19号1番、北坂門田外所在の農地法第3条許可申請の案件につきまして、再度伊倉、八嘉の委員まで拡大した上で現地調査を実施して、精査する予定でしたが、その後、現地調査を実施する計画段階のところ、5月中でしたけど、その後、その案件の譲り受け予定の申請の方が農業委員会事務局にみえられ、そこでまたいろいろと質問、質疑応答になりましたが、そのとき事務局が対応しました。

それで、おおよその話の質疑の内容が、仮に申請農地、今回申請をされております農地の取得が可能となった場合、許可申請が許可された場合ですね、率直に農作物の作付けができる状態なのかという点について、改めて聞き取りを行って状況を確認させていただきました。

その結果、率直に言うたら、その農作物の耕作の実現性はないとの回答でありました。それで申請を取り下げる申請者からの意向を確認できたため、継続審議となっております前回の案件第19号1番につきましては、申請取り下げとなりました。

以上、報告といたします。

それでは、議案1ページをお願いいたします。

議第23号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定により下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和3年6月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、山田の申請人で、山田の田567㎡を経営縮小と経営拡張のため売買するものです。

2番、山田及び荒尾市と北九州市若松区の申請人で、山田の田1,099㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

2ページをお願いいたします。

3番、滑石の申請人で、大倉の畑1,997㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

4番、松木と宮原の申請人で、片諏訪の田422㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

5番、上小田と下の申請人で、下の田918㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

6番、岱明町の申請人で、岱明町上の田1,735㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

7番、天水町の申請人で、青野の樹園地7,942㎡を農業者年金受給（再設定）

のため使用貸借権を設定するものです。

3 ページをお願いいたします。

8 番、熊本市東区と天水町の申請人で、天水町小天の畑 2 3 7 m²を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

9 番、熊本市西区の申請人で、天水町小天の畑 7 9 m²を労力不足と隣接地の一部贈与を含めて売買するものです。

1 0 番、広島県呉市と熊本市北区の申請人で、天水町立花の畑 2 7 2 m²を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

以上 1 0 件、合計 1 5, 2 6 8 m²につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

去る 6 月 2 日及び 3 日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

御審議の程、よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。受付番号 1 番から 1 0 番まで、担当委員の説明をお願いいたします。また、連続して説明される場合は、引き続き説明いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、1 番からどうぞ。

○3 番（赤松繁之君） 農業委員 3 番、赤松です。1 番と 2 番の案件は、譲渡人が同一人物で場所も隣同士です。現地を見に行った結果、結構荒れていて、「本当に作るんですか」と言ったら、一応譲受人さんは会社を運営されて、機械あたりも持つとなはるけんが、これで機械でして、一応カボチャを作る予定だというふうな、万次郎カボチャですかね、作る予定ですと言われたんですけど、ここら辺ではイノシシが出ますよて、だからカボチャは作ったって無理じゃないですかて言うたら、いやあ柵でもして作りますというふうな話ですので、1 番と 2 番の件については、許可相当と思います。

それから 3 番の件ですけど、これは大倉の細長い土地なんですけど、一応耕してあって農地としては十分利用できるけど、滑石からわざわざ機械を持って本当に行かれるんですかと言ったら、行って作りますということですので、そう言われると私たちはどうしようもないから、一応許可相当ではないかなと思います。

最後にちょっと 1 つ提案をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、4番、お願いします。

○5番（浦谷幸司君） 農業委員5番、浦谷です。4番の案件について説明いたします。

譲渡人の畑は譲受人の倉庫のすぐ前の部分にあるところです。その譲渡人の畑の隣にですね、もう1枚、農地利用集積計画の中の37番のこの面積もすぐ隣でして、同時に購入の上、そこの部分でナスビを作るということで購入計画をなされておりますので、何ら問題ないということで、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、5番をお願いいたします。

○7番（下川 安君） 農業委員7番の下川です。5番について説明をします。

譲渡人は労力不足、譲受人が経営拡張ということで、譲受人の隣の隣接農地を取得するという申請です。譲受人は機械等の所有であったり労働力であったり、下限面積等々も満たしております、別に問題はないと思います。許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、6番、お願いいたします。

○11番（福田友明君） 11番、福田です。6番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、それから譲受人は酪農家で経営拡張であります。現状といたしまして、田になっておりますけど、実際は長年の間、雑種地の状態でありました。下限面積も満たしております、許可相当と判断しております。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、7番をお願いいたします。

○17番（永田眞一君） 17番農業委員、永田です。7番の案件について説明いたします。

使用貸人、使用借人は親子関係です。農業者年金受給で再設定で何ら問題はなく、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番、9番、10番まで同一委員さんでございますので、続けてお願いいたします。

○18番（堀田昌子君） 18番農業委員、堀田です。8番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張です。この申請地は、譲受人の宅地と実家

の宅地の間にあり、作業の便もよく、現地調査の結果、許可相当と思います。

次に、9番の案件について説明します。

譲渡人は労力不足です。譲受人はこの申請地の隣接地、農地利用集積計画の11ページ18番の隣接地を取得しています。今回、この付随している残りの79㎡の土地を贈与してもらい経営拡張をします。特に問題はなく、許可相当と思います。

最後に10番の案件について説明します。

譲渡人は遠くに住んでいて労力不足です。譲受人はこの申請地の西側に農地を所有しています。現在少し荒れているこの申請地をきちんと管理し、野菜等を作り、西側の自分の農地に影響がないようにしたいと思っています。現地調査の結果、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもどうもありがとうございました。

8番、9番、10番と説明をいただきました。ありがとうございました。

これで受付番号1番から10番まで担当委員の説明が終わりました。

皆さんより何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

はい、赤松委員どうぞ。

○3番（赤松繁之君） さっき3条で買われて、そのまま作らずにまた次の案件というような形が結構多いように見受けられるんですね。だから、もし3条で買われて、できればどこかの区切りで現地を見に行き、耕作目的でない結局売買の場合は、次のときには何か罰則をして受け付けないとか、そういうふうなやり方をやってもらえないだろうかなと思って、提案です、お願いします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。ただいま赤松委員から御提案いただきました案件、3条申請をして一旦許可されたあと、また次の別の案件で申請があった場合は、その前の許可した案件で耕作の状況が確認できない場合、まず新たに出された案件の前に、その件をはっきり正すという対応を事務局でしていこうというふうに考えます。

以上です。

○議長（永田知博君） 赤松委員、よろしいでしょうか。

○3番（赤松繁之君） はい、お願いします。

○議長（永田知博君） それはよくある案件ですもんね。

○3番（赤松繁之君） はい、最近多いように思います。

○議長（永田知博君） やっぱりですね、あとのフォローをせにゃいかんと思うとですよ。そのとき許可を下ろした。あと作付けしとろうがしとるまいがあとを確認せんじやなかですか。やっぱりあとを追跡調査までやっぱり持っていくべきだろうと

思いますね。そうでないとやっぱりなかなか改善しないと思います。

○3番（赤松繁之君） ただ名義を変えるだけに使われているような感じですので、全然耕作していないというようなところが結構あるもんだけですね。

○議長（永田知博君） なんか今度そういうことを含めて対応を検討していきたいと思っています。

はい、ありがとうございます。ほかにはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは御意見もないようでございますので、議第23号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。異議がないものと認め、議第23号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第24号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。4ページをお願いいたします。

議第24号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和3年6月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が中の田1,866㎡外1筆、計2,797㎡で、転用目的は宅地分譲11区画です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が築地の畑498㎡外1筆、計523㎡で、転用目的は個人住宅及び公衆用道路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い第2種農地で、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が山田の畑15㎡で、転用目的は車庫です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5ページをお願いいたします。

4番、申請物件が小浜の田261㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

5番、申請物件が大倉の畑965㎡外1筆、計2,045㎡で、転用目的は太陽光発電施設49.5kw2区画です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が津留の田384㎡で、転用目的は貸農業用倉庫です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が石貫の畑492㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が岱明町野口の田410㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

6ページをお願いいたします。

9番、申請物件が岱明町西照寺の田269㎡で、転用目的はごみ集積場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が岱明町山下の畑323㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2以上の公共施設等が存在する区域内にある農地で、第3種農地と判断しております。

11番、申請物件が横島町横島の畑273㎡外2筆、計1,480㎡で、転用目的は太陽光発電施設49.5kwです。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

12番、申請物件が横島町横島の畑289㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、住宅で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

以上12件、合計9,288㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る6月2日及び3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わ

りました。

この議第24号では、受付番号1番、2番、4番にそれぞれ始末書が添付されております。また、9番に顛末書が提出されておりますので、担当委員の説明の前に事務局より、担当者より始末書の読み上げを行います。

それでは、1番についての始末書を事務局担当、松倉係長より読み上げてください。お願いします。

○係長（松倉 司君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ただいま、受付番号1番についての始末書の読み上げは終わりました。担当委員の説明をお願いいたします。

○3番（赤松繁之君） 農業委員3番、赤松です。1番の案件について御説明いたします。

今、始末書がでていましたように、行ったら砂利混じりで、これは形状変更の跡かというような感じだったんですけど、譲受人は罪はないので仕方ないかなということでの説明です。

申請人は不動産業で、今回、宅地分譲地11区画分の申請です。場所は、葬祭場の北東隣接地です。北に市道が通り、北側4分の3の西側、南側は宅地及び駐車場です。東側は水路です。造成は周りをL型擁壁で囲み整地、北側は市道より引き込み道路をT型に設置し、道路中央部に上下水道管を布設し、市道の上下水道管と接続し、各分譲地へ引き込み利用、雨水は集水桝を設置し、道路側溝を通じて市道側溝へ接続放流、建物敷地は宅地11区画で2,372.11㎡、道路が619.63㎡、ごみ置き場が3.75㎡です。周りに農地もなく、被害が発生した場合は責任を持って対処するとのことで、現地調査の結果、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

受付番号1番について、担当委員の説明が終わりました。

それでは、受付番号2番についての始末書を事務局担当の松倉係長より読み上げてください。

○係長（松倉 司君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま、受付番号2番の始末書が読み上げられました。引き続き、受付番号2番、3番まで、担当委員の説明をお願いいたします。

○3番（赤松繁之君） 3番、赤松です。2番の案件について御説明いたします。

申請人は市内のアパート住まいで、子どもの成長で手狭になり、祖母所有の土地

に個人住宅を建設するための申請です。場所はナフコ玉名店の北側で、玉名バイパス北側200mぐらいのところでは、西側は住宅、北側と東側は道路で南側は農地です。造成はなく周りをブロック2段で囲み整地するくらいです。建物は木造2階建てと駐車場です。給排水は東側市道内の上下水道管を接続利用し、雨水は雨水枡を設置し、自然浸透を図り、オーバー分は東側道路側溝へ接続放流、被害防除策は、転用者が責任を持って行うとのことで、南側農地は調整済みだそうです。現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして、3番の案件について御説明いたします。

申請人は申請地に隣接して居住しているが、車が増えて手狭になったために車庫を増設するための申請です。場所は糠峰団地南西100mぐらいのところ、南側と東側は宅地と道路、西側と北側は原野です。建物は車庫1棟ですので、給排水はなく雨水は東側道路側溝へ接続放流、現地調査の結果、許可相当と思います。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

受付番号2番と3番を説明していただきました。

それでは、受付番号4番についての始末書を事務局より読み上げていただきます。

○係長（松倉 司君） — 4番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま4番の始末書が読み上げられました。引き続き、4番から8番まで、担当委員の説明をお願いいたします。

4番からどうぞ。

○3番（赤松繁之君） 農業委員3番、赤松です。4番の案件について説明いたします。

申請人は市内のアパート住まいで、秋には家族が増えるために個人住宅を建設するための申請です。場所は大浜橋の北西300mぐらいのところ、南側は住宅地、ほかは三方とも道路といったところです。建物は木造2階建て1棟と駐車場、給水は公共の上水道を利用し、生活排水及び雨水は合併浄化槽を設置し、うわ水を西側道路側溝へ放流、雨水は雨水枡を設置し自然浸透を図り、オーバー分は道路側溝へ接続放流、被害防除計画は、造成はなく整地もほぼなく、もし発生した場合は責任を持って対処するとのことで、周りに農地もなく、現地調査の結果、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、続きまして5番、お願いします。

○6番（縄田伊知郎君） 農業委員6番、縄田です。5番の件について説明いたします。

転用目的は太陽光発電です。2区画に分かれており、一つは大倉にあるトッパン

印刷から南のほうに500mほど行ったところです。もう一つは向津留、208号線沿いの砂利店のすぐ裏手になります。共に農用地地域外であり、事業計画者が太陽光発電設備の設置地として最適地であると考え、申請地を事業用地に選定したそうです。

事業者は、申請地における太陽光発電事業について地権者と協議を重ねた結果、地権者より土地の所有権を譲り受け太陽光設備を設置し、稼働することになったそうです。大倉のほうの使用パネルは228枚、そしてもう一つの向津留のほうの使用パネルが271枚です。給排水計画ですが、太陽光設備ですので給排水設備は不要、雨水に関しては自然浸透です。被害防除計画、被害中の造成にかかわる土砂の流出、堆積、崩壊などはないと考えますが、被害がないよう万全を期していくそうです。もし被害の生じる恐れのある場合は、事業者が責任を持って解決するとのことです。周囲をフェンスで囲むため周囲への農業の影響はないと思います。

また、パネルの高さは1枚程度で、傾斜をつけて支柱で支える構造のため、日照・通風等、耕作への被害はない。近隣の家への被害の発生は十分ないよう気をつけるそうですが、もし被害が生じた場合、事業者が責任を持って解決するとのことです。現地調査の結果、許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

続きまして、6番、お願いします。

○8番（船津和利君） はい、6番の案件について説明いたします。8番船津です。

梅林の大豆組合所有の大豆コンバイン3台を保管していた旧梅林農協の倉庫が老朽化により解体され、保管場所がなくなったため、組合の構成員である譲受人が貸農業倉庫に転用する計画です。場所は国土交通省玉名出張所から南東に500mのところであり、第2種農地です。

計画としては、この土地に大豆コンバイン3台を保管する90㎡のテント倉庫を3つ設置する計画となっています。給排水については、倉庫なので給水はなし、雨水については自然浸透とします。被害防除についてですが、申請地を20cmほど盛土するが、整地中は減圧を十分行い、土砂の流出を防ぐとのこと。また、周囲は北と西は道路、東と南は畑ですが、倉庫の配置状況から耕作者への影響はなく、万一被害がでたときは譲受人が責任を持って対応するとのこと。現地調査の結果、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、続きまして7番をお願いいたします。

○9番（澤村哲志君） 9番の澤村です。案件7について御説明いたします。

場所は石貫から南関までの防火林道線の石貫入り口付近より約500mぐらいのところで、防火林道に隣接する東側の譲渡人所有の牧草地です。譲渡人と譲受人は親子で、畜産業を営んでおられます。今回、譲受人は住宅を建てる計画をされ、譲受人は365日昼夜問わず牛の世話を行わねばならないため、牧場から近い申請地と設定されたようです。現在、譲受人は妻や子どもと牧場の従業員が住む社宅に住んでおられますが、狭く、今後子どもの成長などから住宅を建てる必要性があると考えておられます。

計画は、牧草地の面積8,765㎡のうち転用面積492㎡で、建築面積が137㎡、駐車場として30㎡、道路及び転回スペース325㎡で計画されておられます。住宅は平屋で、給排水は、給水は公共の上水道より給水し、生活雑排水は敷地内に合併浄化槽を設置し、その浄化水は南側道路のうちの側溝へ合流、雨水は敷地内に雨水枡を設置し、南側道路口の側溝へ放流するとのことです。被害防除計画では、造成工事での盛土、掘削などならず程度で、万が一被害がでてきた場合は、早急に対処するとのことです。隣接する農地被害防除は、申請地の北側は山林、東側、南側は牧草地、西側は防火林道で、東側、南側の牧草地との境にはブロック塀を設置するとのことです。また、日照・通風・耕作等への被害はないと思われます。現地確認の結果、許可相当と思いました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番をお願いいたします。

○10番（田上 一君） 10番の田上です。8番の案件を説明します。

使用貸人、借人は親子関係になります。申請地の場所は、旧208号線から南の方へ、今度の新道ができました501号線に続いている新道です、その旧208号線より南に150mぐらい行ったところの右側になります。申請人は現在、アパート住まいをしておりますが、個人の専用住宅を計画されたものです。転用面積は410㎡、住居建築総面積が115.51㎡とのことでした。もちろん新道ですから、玉名市の上下水道がきよりますので、給水、排水問わずに玉名市の上下水道に接続させてもらうとのことです。また雨水は収集枡を設置して、うわ水だけは玉名市の側溝に流す予定とのことです。また、被害防除計画としては、東は市道になっておりますし、北には既にブロックがしてありました。西側の水路と南側の境界線はブロックを3段ぐらい積む計画とのことです。なにぶん工事中また完成後は、万一被害が生じた場合など責任を持って対応しますとのことから、問題はないと思いましたので、あとはよろしく御審議願います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま、受付番号4番から8番まで担当委員の説明が終わりました。

それでは、受付番号9番についての顛末書が付いておりますので、事務局の松倉係長、読み上げをお願いします。

○係長（松倉 司君） — 9番の案件について顛末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま顛末書を読み上げました。受付番号9番の顛末書が読み上げられましたので、引き続き、受付番号9番から12番まで説明をお願いいたします。

○11番（福田友明君） 11番、福田です。9番の件について説明いたします。

先ほど事務局より顛末書の説明がありましたけれども、形状変更をし、もう既に盛土されているものであります。場所としましては、西照寺公民館の西隣りに位置しております。右側はもう既に駐車場となっております。

申請理由としては、西照寺公民館が新しくできましたので、それのごみ収集場として利用するということとあります。転用面積は269㎡です。給排水計画ですが、給水の計画はありません。それから、排水処理ですけれども、雨水は敷地で自然浸透させるということとあります。生活雑排水はありません。被害防除計画ですが、周囲に迷惑をかけないようにするということとあります。周りに宅地や農地もないことから影響はないと思われましても、被害がでた場合には、責任を持って対応するということとありました。調査の結果、許可相当と判断しております。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、10番どうぞ。

○12番（中島浩輔君） 12番、中島です。10番の案件について説明いたします。

目的は個人住宅です。場所は玉名市の岱明総合支所より西のほうに600mほど行ったところとあります。木造の平屋立て1棟です。ここは今年の3月総会の際において申請されて、許可が下りた土地の北側にあたります。西側は個人の農道で東側はその3月に申請された住宅計画者の進入路です。北側には上下水道が埋設されてある市道があります。隣接する山林については、平地で境ブロックを設け、北側の市道には30cmほど低くなっておりますので、建設後に車の進入路とか人の出入りの設備をするとともに、残りの面には土留めのブロックを行うということです。給水や生活雑排水、汚水については、北側の市道の上下水道にそれぞれ接続し使用されます。雨水については浸透柵を設置し、オーバーフロー分は市道の側溝へ排出されます。現地調査も行いましたけど問題ないものと思われました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは11番をお願いいたします。

○14番（高田優子君） 農業委員14番、高田です。11番の案件につきまして説明いたします。

転用の目的は太陽光発電施設でございます。転用面積は畑3筆で1,480㎡、土地の選定理由は、近隣に電線が多く通っており、発電した電気を送電することが容易であるため、また、申請地は崖地や法面に囲まれているため、農業を行ったり建築物を建築しようとしても人の出入りをすることが不便な場所であるため、今回の申請に至ったそうでございます。

計画概要としましては、太陽光パネルを312枚設置、崖地・法面以外の隣地の境界線近くにはフェンスを設置し、人と動物などの侵入を防ぐそうでございます。給排水計画につきまして、給水は行いません。雨水、生活雑排水、汚水はそれぞれの処理方法ですが、生活雑排水は排出しません。汚水も同じく排出しません。雨水は地下浸透及び南側の崖地の下の道路側の側溝に放流ということでございました。

被害防除計画としましては、造成中の被害防除の方策としまして、造成中は土砂の流出のないよう十分配慮し、もし流出の危険がある場合は、土嚢などにより流出を防ぎ、また、工事はなるべく早急に行い、隣接境界にはフェンスを設ける。なお、トラブルについては、内容の如何を問わず全て申請人において対処するということでした。近傍の農地への被害防除策は、申請地は崖地や法面に囲まれており、近傍の農地への日照、通風、耕作への影響が皆無であります。万が一転用の原因によって発生した場合は、被害者の利益保護を第一に考え、誠意ある対応を行うということでした。なお、トラブルについては、内容の如何を問わず全て申請人において対処するということでございます。

現地調査を行いました。この土地は長い間耕作されていないためか、木々が生い茂り荒れ地になっておりました。周りの日照や風通しも良くなると感じました。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、12番をお願いいたします。

○15番（吉田孝壽君） 15番の吉田です。12番の案件について説明をいたします。

申請人は横島町で両親と農業、トマトを栽培しております。現在は、本人は別居中で玉名に住んでいるそうです。でも非常に農作業をするのに通うのが大変だということで、将来的にはまた父親たちの面倒をみにやいかんということで、近くに個人住宅を造りたいということの申請です。本人は、土地は親父さんの土地を借り入

れるということでございます。敷地面積は289㎡、住宅面積が99.37㎡ということでございます。

現地調査したとき、現地は大浜小浜線の県道沿いですが、今の父親の住宅に80mぐらい入ったところに私道が造ってあります。その手前にこの宅地を造りたいということでございます。給水等については、父親のところから給水管を引く、それと排水については公共排水に接続するということでございますし、雨水については、雨水槽を造って排水に流すということでございます。周りが父親の土地で、調査した結果的には、何ら将来的問題がないということで、推進委員さんと2人で同行してそういう判断をしましたので、どうぞ御審議よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

受付番号1番から12番まで、全ての担当委員の説明が終わりました。何か皆さんより御意見、御質問などはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第24号農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第24号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第25号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。7ページをお願いいたします。

議第25号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について次のとおり決定する。令和3年6月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

8ページから9ページの総括表、10ページから18ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回、所有権移転が10件32,367㎡、利用権設定が106件、277,240㎡、合計116件、309,607㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので採決に移ります。

議第25号農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第25号については原案どおり決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第15号として、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、また、報告第16号として、許可書返納届について、事務局より併せて報告をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。19ページをお願いいたします。

報告第15号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和3年6月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回19ページから24ページまでの23件、合計76,805㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

報告第16号許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出がありましたので報告します。令和3年6月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、令和3年3月5日に農地法第3条所有権移転許可いたしました1件、396㎡について、記載されている理由により返納届を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局より、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知、また、許可書返納届について報告がございました。

何か皆さんより御意見、御質問などはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、以上をもちまして報告を終わります。

6. その他

○議長（永田知博君） それでは、これよりその他に移ります。

事務局より何かありましたら。

○事務局長（小山 博君） 事務局の小山です。その他のほうですけど、前回総会、また前々回からその他のほうでお話しておりました別段の要件、下限面積の設定については、前回ですね、初めて一応資料を作成し、これからの法的な要件のことの説明と併せて、方法として、まず提案の前の段階でしたけど意見をお聞きしたところでした。

この前の前回のところではですね、まず3条の5反要件の下限面積の要件の中で併せて、空き家付き農地の下限面積のところは、おおむね1反未満とかですね、まだそこは玉名市の空き家バンク等いろんなことがありますので、そこは協議していくところでございますが、おおむね空き家付き農地のところの下限面積要件緩和は、おおむね正式に議案の提案準備に入らせてもらいますというところで、内諾を得たところだと認識しております。

それで農地のほうですね、現在、別段の要件は玉名市で設定しておらず5反のまんま、そのことで意見をお聞きしましたところ、私が理解しているのが、大きく言えば、一斉にするのではなくて、地形であるとか、それとかその土地の平坦地であるとか、いろんなことで地域別に分けて設定した方がいい、またあるいは、基本となるのは、各地域に10の人・農地プランがあって、それらの人・農地プランというのは非常にその地域ごとに分かれておって、その意思決定していくところでありますので、それらの意見を反映した方がいい。すなわち、今の最初に言いました2つが、地域によって、その実情によって設定したほうがいいんじゃないかという意見が大きく一つ、それとあと一つが、そこで地域差がそして出てくると、なかなかほかのところと差が出てくるのが、今後いろんな地域の農業者に対してなかなか説明が難しくなるので、それよりも一斉にという意見も確かにあったように感触として、事務局としては受け取りました。

今のが過去2回でお話をした結果であります。それで、率直なところ、あれからまた1カ月ほどたちましたけど、委員さんでどのようにお考えになっているかということ、ちょっと今日その他の事項で、まずお話としてさせていただきたいと思って今、発言させていただきました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

この問題はもう何カ月も前から皆さんといろいろ案も練っておりましたけれども、

いろんな思惑とか、地域によって違うと思いますもんね。やっぱり下限面積一律5反以上、今まではそれできましたけれども、これから先はやっぱり下限面積ももちろん5反以上の枠にはまるところもあるし、中山間地あたりでは、5反以上でとんでもない、せめて3反以上とか、また、今、局長からの説明にもありましたように、住宅、家付きですたいね、家付き農地なんかは、もうその家が売買で売れる場合は、もう農地も一緒にとということで、そういう場合はオーケーを出したほうが荒れ地にもならんで、家庭菜園みたいな形ででも利用していただければ、かえってそのほうがいいんじゃないかと思うわけですかね。

それで、これは決定をするためじゃなくして、この前から皆さんも何回も御存じのとおり、5反、3反、家付き1反でもその家付きの農地はそのまま家と共に売買してオーケーしてもらおうと、そういう提案もしておりましたけど、皆さんどんなですか、もう一回ここで皆さんの御意見を聞いて、御意見を聞いてというか、いちいちどうだこうだ言い出すとこれはまた決まらんと思うわけですね。

それで、今申し上げましたように、いろいろ御意見もでていきますけれども、その場になってやっぱり条件がいろいろ場所次第で変わると思います。横島大浜辺りで3反ていうのはあんまり考えられんと思うとですよ。5反なら5反でもいいんじゃないか。ところが、どうしても大浜でも平坦地であっても空き家に付随して1反とかそういうのもあるもんですから、そういうときは、もうその場で、その場でていうか現地調査なんかのその場でですたいね、話し合いをしてもろてこれはオーケーでいこうと、ここはやっぱり3反でもいいんじゃないかと、そういうふうな、あんまりこの大浜はどうだ、横島は5反以上としばってしまうんではなして、そういうふうな枠を設けとったらいかがかなと思うわけです。

田上さん、何かこの前、御意見あったでしょう。

○10番(田上 一君) よかです。

○議長(永田知博君) 浦谷さん何かありますか。

○5番(浦谷幸司君) すみません、5番、浦谷です。下限面積、平坦地と中山間地、やっぱり大分条件が違うと思います。その住宅付き農地というのはですね、じゃあ宅地だけで、すぐ隣にある農地はもう買えないというような条件というのはですね、そこはちょっと難しかなというような感じがします。実際、今まで畑で個人住宅を建てられて、面積が広すぎるけん、半分は宅地で半分はそのまま農地で残って、その農地はもう管理ができませんそのまま荒れてくるというような状況のところ、やっぱり見受けられるごた感じになってきたっですよ。やっぱり居住地のその敷地内の農地というのは付けて、農地として残した上でのその管理ですたいね、宅地の管理という形で、譲渡してもいいのかなとは思いますが。

それと各地区の農業委員さんが、そのあたりはちゃんと熟知されとつと思うとですよ。許可を下ろすのにその農業委員さんが一応把握されとっけんですね、そのあたり、ここの中山間地はもう3反でいかんといかんというような形で思われるならですね、責任持って農業委員さんがそういう形で推進していかれるとなら、私は3反でも結構だと思います。

また、干拓とかそういうところでじゃあ3反という形になってくると、これはちょっと乱暴的な取得ということが考えられるけんですね、そういうところは5反、今までのように5反というのをある程度基本にして、農業委員さんがそこもちゃんと売買とかなんとかのところは監視しながら、そういう形でいったほうが、私は全体を5反という形でくくるというのは、もう難しいのかなと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま浦谷委員の発言がございましたけれども、どんなでしょうね、今、さっきも私もお話しましたけれども、5反しぱりこんでしまうわけじゃなして、3反もあり、そして家付きの隣接地の農地あたりは、1反でも1反2畝とか3畝とか、そういうふうな端でもそこはオーケーと、そういう感じのくくりでどうでしょうか。ぴしっとしぱりつけてしもうてですたい、絶対5反以上、絶対3反以上ということじゃなして、現地調査の結果、これはそのほうがいいというような判断は、結局現地調査のときにできると思うわけですかね。地元の人たちがおるわけだから。

はい、中島委員どうぞ。

○12番（中島浩輔君） 中島です。今のこの土地が隣に土地が農地として付いている分は、一応その話の内容を聞かせてもらったけど、結局は農家として空き家に入るのかという方向性と、ただ空き家のバンクとしてサラリーマンとか他職、農業以外の他職で入られる部分とか、そのへんでちょっと。農家として入られる部分は、多少農業委員としても援助とか、空き地だけじゃなくそのへんも絡んで、ちょっと深みのある検討の方法もいい。その空き家というのが、ただの空き家だけの問題で終わるのか、よそのところの農地を空いているところをずっとAさん・Bさん・Cさん借りて農業をやりたい。それで空き家にも、アパートに住むよりも空き家を利用したいという方には、そういうのも数値的には少し空き家だけを指定した場合と、農業を主に考えながら空き家も一緒にという考え方は、また全然方向性が違うんじゃないかなと思いますけど、そのへんをちょっと。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

今の中島委員の話ですと、結局、例えば住宅空き家ができた。その農地が3反とか、隣接じゃなくしても農地を持ってあると、そういう場合はどうするかという

ことでしょう。

○12番(中島浩輔君) はい、それもひっくるめて、その空き家になる原因は、一つは農家の場合は後継者が違う仕事をしている。後継者がいない、近所にいない、仕事は全然違うとか、それでやっとなった人が高齢になり、やがてはですね、だから空き家になっていくという現状がある。

それと、また新規に全然この玉名のことは知らないけど農業をやりたいとか、そういう人たちの違いも今度はあるんじゃないかなと。その空き家になる原因も一つ考えてみると、だんだんだんだん後継者の数が少なくなってくると、もう半分近くは空き家になってくるのは目に見えていると思います。あるだろうし、それで集約農業を進めている以上、農業では食っていけない人たちがだんだん増えてきている。これは5年、10年で必ずそういう形が生まれてくるんじゃないかなとは思いますが。そのへんのところで新しい農業をやっている方には、財団法人のほうにすればいいのかなあとは思いますが、それに付随した土地なんかは、斡旋してでもその面積にとらわれずにもいいのかなあと思う。それは賛成なんですよ、ただ、農業とあれを少し空き家バンクで捉えてくると、その空き家バンクの中の農業をやる人たちには、多少農業委員会からもこういうのもありますよとか、そういうのも斡旋していったいいんじゃないかとは思いますが。

○議長(永田知博君) 今、私が今というか、今もちろんそうですけれども、いろいろ携わった中でも、新規就農でいきなり7反買いたいと言うわけですよ。それでちゃんと7反探しました。それで一応売買契約はできたんですよ。ところが、結局全額融資を希望しとるもんだけですね、ちゃんとした農業委員会の許可書が要るわけですよ。それまだ金銭的にお金の授受はまだ発生しておりませんが、今やっぱり農業で食うていこうという若い人あたりはですね、やっぱり結構肝の太くてですね、農地をかうてですね、そしてハウスをするて。ハウスも中古からまず入るとかね、そういうのもいろいろあるわけですよ。

また別の話ですけど、高齢のおばあちゃんが1人住んで、隣にも90代のじいちゃんが1人住んでおられます。そこはなんか親戚らしくですけど、片一方のじいちゃんのほうは、2町か3町ぐらい持つとらすとです。ある程度何筆か分かれていますけど、それで何とかしてくれて言わすもんだけですね、ならよかです、私が売りましようていうて行ったんですよ。そしたら地主はじいちゃんですたいね、そすと息子さんが耕作者になつとるわけですよ。息子さんとじいさんが喧嘩して息子は出てしもととです。それで九十何歳で3年私は1人住まいて言わすもん。家の中もなんかつかまらんと動けんような状態ですよ。

そういうところもあるしですたい、もう一件のところは、反の60万あんなら買

うという人のおったもんだけんですね、話ばしに行ったっですたい。そしたら60万円じゃ売らんで。もう高齢ですよ、もう80いくつだけん。それで誰もする者はおらんわけですよ。それでもそぎゃんした状況もある。

ほっだけん、これから先どういうふうにな、その仲介、お世話していいのかなかなか迷うですもんね。だけん、ただ売買だけならある程度、あれなら買うばい、あれなら借りるばいてわかっとするけんですたい、すぐそういうふうには話ばしに行くわけですたい。ばってん、やっぱり今、若い人が就農ていうと、結構面積を求めてくる。ほっだけんそういうふうな人たちには大いに応援してやりたいと思うとですたい。何か。

○事務局次長（宮本真由美君） いいですか。

○議長（永田知博君） どうぞ次長。

○事務局次長（宮本真由美君） 事務局の宮本です。すみません、先月もちょっとお話ししましたけど、今、中島委員もおっしゃったように、空き家に付随した農地の場合、玉名市の周辺市町も1a未満を認めてありますけど、不動産を通してない空き家が、玉名市の空き家バンクに登録してあって、そこに付随する農地が1a未満でも売買ができますよ、という下限面積の緩和要件となっています。単純に農地付きの空き家という表現をした場合は、不動産会社が間に入っているときには、この空き家バンクに登録のある空き家としては認められていません。空き家バンクの農地付きの空き家とはみなされないの、下限面積があったとしても普通の5反なら5反要件とかあるはずなんです。空き家バンクに付随する農地に限ってあるので、単純にどれだけでも空き家に付随したところが売れる、売買ができるということではありません。

耕作放棄地を少なくしていくのは、とても大事なんですけれども、どの地域でも農地は大事に守りたいという気持ちのもとに、一生懸命農業をされていらっしゃるんで、都会から全然農業をしたことがない方とか、個人の方がちょっと家庭菜園程度に農地を使いたい場合に、活用できる制度になると思います。空き家の所有者の方が不動産を通さずに玉名市の空き家バンクに空き家を登録して、そこにたまたま農地が付随していて、そういうところを普通に売れるようにしようというのが、まずこの下限面積緩和につながる措置になります。

それで、今までいくつかあったような空き家付きの農地という表現になると、そこには不動産の会社が入っていますので、そこを空き家バンクと表現するのは、まだ厳しいと思います。ここだけはちょっと確認をお願いしておきたいと思いました。私がこの下限面積のところを進めていくことになりましたけれども、せっかく先月です、人・農地プランという言葉も出てきまして、今、玉名市に10の人・農地

プランがありますので、その人・農地プランの中でも皆さんにしっかりたたいていただいて、こういうふうにしていきたいというのも載っていますので、そこを基本に考えていけたらなあと思っています。

以上です。

○係長（松倉 司君） 事務局の松倉です。空き家バンクに関しまして、ちょっと私も説明させていただきたいんですけども、今、先月の総会で、方向性としては、その空き家バンクに付随する農地としては、1 a というのを認めていいんじゃないかという方向性を出していただいたところでございますけれども、今後事務局がですね、空き家バンクの担当が地域振興課と協議して制度設計を進めていくこととなりますけれども、農業委員会として総会にかかるのがですね、2回ございます。まず所有者、農地の所有者の方がですね、空き家バンクに登録する際に、その農地を登録していいかということで、農業委員会の総会にまず1回かかります。そこで農業委員会で認められれば、実際空き家を買われる方が、下限面積が1 a に落として農地を買うことができます。

2回目というのは3条申請ですね。所有権移転の許可を得るために空き家を買われる方が3条で許可を取られる。ということで2回農業委員会に空き家バンクに関しては、所有権移転するまでにかかることとなります。登録が1回目、所有権移転が2回目ということになりますけれども、仮に、イメージとしては、空き家の隣の2畝とか3畝ぐらいのちょっと荒れかかった畑あたりを大体イメージをしているんですけども、例えば、空き家の隣に3反田とか、立派な農地があるとします。これを登録という、所有者の方は売りたいということで登録を全部されるでしょうけれども、登録の際に農業委員会として、いや、ここは農地の利用最適化と考えて、いや、ここはその方が買わなくてもほかの隣のAさんが買うんじゃないかとか、もと有効的に使えるんじゃないかとかですね、そういった意見をだしていただいて、本当に有効利用ができるようにすることもできますので、空き家バンクに関しては、そういったこととなりますので、制度設計ができましたらまた説明いたしますけれども、ちょっと今日話は空き家バンクとはちょっと分けていただいて、5反要件のほうで皆さんに議論をしていただければと思います。

以上です。

○事務局長（小山 博君） はい、事務局、小山です。今、事務局、松倉のほうから言いましたように、今日この場に出したのは、一応空き家バンクとかいろんなことは、おおむね議案作成の段に入らせてもらいますという内諾を得たところで、それで普通の空き家バンクじゃないほうのですね、この前いろんな意見があった農地の5反要件の別立ての設定についてのところが、まだ意見が分かれておりましたので、そ

ちらのほうを今日このですね、農業委員会の任期の中でも、そこにあまりにもこだわっているわけじゃないんですけど、残りが回数が少なくなりましたので、農地付き空き家の件は、おおよそその方向で進めていただきますということで、前回終わったところであります。

ですので、繰り返しになりますが、農地のその5反要件のほうですね、をいかがしましょうかということで、今日もう一度、資料は今日用意しませんでしたけど、何か意見があるならと思って、そちらのほうに特定して今日お話をしたかったというところでもあります。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、今の下限面積の件も来月までちょっともう一回念を押して、どぎゃんでしょうか。とにかく。

○3番（赤松繁之君） 5反でよかつじゃなかなあて思うけども、それ以下にしたって生計はたっていないでしょう。最低5反は要るけんが5反でよかつじゃなかですか。それば下げる必要は。さっきのあれは、空き家バンクはそがんした形で。

○議長（永田知博君） 空き家付き農地ですたいね、もちろん農地として使うてもらわんと、すぐ宅地に転用したりとかて、それはもうだめですけんね。やっぱりそういうのも考えながら、今こっち赤松委員のほうから、現状の5反、下限面積5反以上というのを、もうそつでよかつじゃなかなかという話ですけど、皆さんどうですか。

○3番（赤松繁之君） 生計立っていないでしょう、5反以下でしたって。

○2番（鶴田克士君） 生計のでくつじゃなくて売買でけんちゅうこつでしょうが。だけん4反とかあれば買うてもう少し広うしようかて思うし、5反ていうと5反いっぺんに買いきつていうもんなちょっと、こうして見てみつとどこでん下限面積は下がりよるけんですね。

○17番（永田眞一君） 農業委員、永田です。ちょっといいですかね。天水の場合は出作農業の多かったですけん、下限面積が50aていうか、昔からそのままだったと思うとですたい。最近ですね、私も地区でちょっと寄り合いのあったけん、下限面積はどのくらいがよかろうかてちょっと話をしたら、もう3反ぐらいに落としたらよはなかねて言われたつですたいね。それはハウスは高齢者がもう辞めていかれるけん、やっぱり2、3反のハウスんごたつとが、やっぱり新規就農者んごたつとが即、最近は辞めなはつとすぐ借りらるつですもんね。ほっだけんもう5反も3反も同じじゃなかつかていうちかつですね、ほっだけん3反ぐらいに落としてくるんならどがなかねえという意見が、私がとこつじゃちょっとありました。

○議長（永田知博君） ほかには皆さん何かありませんか。

はい、どうぞ。

○5番（浦谷幸司君） すみません、一応まだ会社員でも土日での農作物を作りたいという形で、3反ぐらいでん借らるっつですかというごた形ですね、ちょっと話もあったっつですよ。やっぱり農地を利用してそういう作物を作りたいという人がおればですね、そういう人たちもやっぱり借りられるような、買うというよりもまず3反ぐらいはもう農業者じゃなくても借りてできるような形にしとけば、生計も結局勤めながらその農地を利用して、プラス作物を作るといような形もでくっつじゃなからうかなあとという形で、ちょっと相談のあったときそういうこともちょっと思いました。

やっぱりそのときの答えは、5反以上ないと借られんもんねえといような話をして、わあ、そらもう残念なあとというごた形で終わったっつですけど、やっぱり借るとは3反でも貸してもらえならそっつでもよかっつじゃなからうかなあと。やっぱり取得するのは、農業者としての取得だけですね、5反以上しゃんむり下限面積がないとできませんよといのは、そういう条件ば付けとけば、土地の利用はもうちっつ誰でも借りてするのはでくっつじゃあなからうかなあとちょっと思います。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。ありがとうございます。

ただいまのちょっと初めて画期的な意見だったかなあとと思いますけど、買うじゃなくて借りるとい条件付きといところも一つの案で、そこは問題はないかと思えますけど、県の農業会議とかですね、確認をしてみたいと思えます。

○7番（下川 安君） 7番の下川です。今の件はですね、どこかの自治体がやっていたように思うとですね。新規の認定就農者制度であるじゃないですか、だけん認定就農者の人は、帰ってきたときに1年未満かなんかのときに、要するに1反でも2反でもいいて、借りるて。新規就農者だけんですね、借りるようにできるようなところをつくった農業委員会がどっか、どっかで何か聞いたことはあるんですけど、そういう制度を持っているところはですね、何か今の話を聞いてちょっと思い出したのがあります。

5反の下限面積についてはですね、ここにも案がありますけど、農振農用地といのはやっぱり平たな耕作しやすいところなので、そういうところにね、狭いところで買ってもらおうと集積ができないので、そういうところはですね、やっぱり5反のままがいいのかなあとと思うけれども、町の要するに市街地にくっついているとい農地あたりのそういうところには、もう下げてもええかなあと、3反ぐらいに下げてもいいのかどうかわかりませんが、反数がわからないんですけど、そういうところはもう下げてもいいのかなあとといような、そこを市街地にくっついたところをですね、今、農業者がですね、集積で集めて借りにいくかどうかとい

うのはですね、なかなか疑問なので、そういうところはですね、3反でもいいのかなあと思います。

さっき話がありましたように、それと中山間地域の農振農用地がありますよね、どうしても山でですね、そういうところもあるので、そういうところは線引きができるのかどうかわかりませんが、農振農用地の線引きができるかどうかかわらんけれども、そういうところも下げてもいいのかなあとはちょっとは思ったところですよ。

○事務局長（小山 博君） ありがとうございます。

今の下川委員の意見というのが、前回資料を用意しとったんですけど、あそこにはですね、もしその方向になったらというところで用意しとった1案から3案まで出しとった、ありました。その中の今、言われたのはですね、1案になりますね。農用地区域はもうこのまま5反のままで、それを除くところは3反というのを、空き家付き農地の件は先ほど言ったとおりですけど、全てに付けておりましたけど、事務局で3つ出しとった1案にあたるかなあというところですよ。

○議長（永田知博君） 今、浦谷委員の言われた2反、3反借りるといような、新規、親の跡を継いでといえれば農機具なんかもあるかもしれないけど、新規ていうたら農機具から買わんと、3反、5反でもやっぱり手で耕運するわけいかんけんですたい、なかなか難しいこともあると思うですたいね。

またちょっと考えて、ここで答えはなかなか難しいけんですね、もう一息考えていただきましょう。

○事務局長（小山 博君） 任期中の総会があと1回になりましたので、もう、結局これは現実的にですね、議案化することは不可能だけど、1つの方法で、3年任期の中でこのような意見が、意見的なことをまとめて、今度次のまた3年任期のほうに、このような意見だったということも伝えていくのも一つの方法かなあと事務局としては考えております。

以上です。

○議長（永田知博君） それでは、今日の令和3年第6回の農業委員総会を閉会したいと思いますけれども、また来月まで今の下限面積考えとってください。

よろしく願いしときます。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君） どうも長々と時間を取りましてありがとうございました。お疲れでした。

これもちまして閉会したいと思います。どうもお疲れさまです。

-----○-----

閉 会 午後 3 時 4 4 分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和3年6月7日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 堀田 昌子

農 業 委 員 村端 一弘